

○山梨市地域集会施設新・改築費等補助金交付要綱

平成 18 年 6 月 1 日
告示第 92 号

(趣旨)

第 1 条 山梨市内における地域集会施設(以下「施設」という。)の整備拡充により、市民の集会及び連帯活動を容易にし、地域の発展向上を図るため、施設を新・改築又は修繕を行う区等に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則(平成 17 年山梨市規則第 43 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 補助事業の実施主体(以下「補助事業者」という。)は、山梨市区長・組長等設置規程(平成 17 年山梨市訓令第 2 号)に規定する区等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

(1) 施設の新築

(2) 施設の改築又は修繕(屋根、壁、床、出入口、畳、エアコン等施設と一体をなすもので、市長の認めたものをいう。)

(3) 土地の取得

(補助基準、補助率等)

第 4 条 補助基準、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助申請)

第 5 条 補助事業者は、規則第 3 条の規定により、補助金交付申請書を別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条の規定により提出した書類の記載内容に変更を加えようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 工事を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 前 2 号のほか、補助金交付の目的を達成するために市長が必要と認めた事項(完成届)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた区等は、工事が完成したときは、速やかに完成届を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金は、工事終了後完成検査の上交付する。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関しては、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

新築	補助基準面積	補助基準単価 (1 平方メートル当り)	補助率	備考
	40 平方メートル以上 166 平方メートル以下	121,000 円	1/3	
改築又は修繕	補助対象事業費		補助率	備考
	3,000,000 円まで		1/3	
	3,000,000 円を超え 7,000,000 円まで		1/4	
土地の取得	補助対象事業費		補助率	備考
	取得額		1/5	

備考 新築の補助基準単価及び改築又は修繕の補助対象事業費には、設計監理費を含む。